

# 公務労協2010春季生活闘争の取組み方針

## I 情勢の特徴

### 1. はじめに

1989年11月9日の「ベルリンの壁崩壊」から20年が経過した。この間世界は、グローバル化とアメリカの単独行動主義に混乱し、新自由主義の進行による「市場の失敗」が招いた世界的な金融・経済危機と極限を超える格差拡大そして貧困の増加に憂苦しんでいる。

東西冷戦構造崩壊後、日本では、バブル経済の崩壊とリーマン・ショックを契機とした世界経済の急激な悪化の間で、本格的な少子高齢化社会の到来等、国を取り巻く環境が劇的に変化しているにもかかわらず、業界・団体への利益配分を優先した政治体制と外需依存の経済体制が継続され、国民の生活に対しより厳しい犠牲を強いてきた。また、小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加、そして2008年秋以降の世界的な経済危機により、雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さが露呈している。

公務労協は、効率と競争最優先の価値観から公正と連帯を重んじる社会の実現をめざす連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現をはかることとする。

また、公務公共サービスに従事するすべての労働者をはじめとする勤労者全体の実質生活の維持・確保をめざす。

### 2. 政権交代による変化の実感と見えない将来像そして深刻な経済・雇用情勢

政治主導のもと、「本当の国民主権の実現」と「内容の伴った地域主権」を政策の二つの柱として発足した鳩山内閣は、「温室効果ガスを2020年までに90年比で25%削減する」との方針やマニフェストに掲げた政策の推進等、業界・団体への利益配分を優先してきた自民党を中心とする政権とは異なる、国民を統治における主体とし、国民の、国民による国民のための政権運営を進めている。

しかし、政府・与党の一元化と政務三役への意思決定の集中による政権運営、そして市場原理至上主義を排しきれていない財務省主導の事業仕分けと予算編成への懸念が指摘される。また、国の将来像に関わる公共サービスを支える政府の規模やそのあり方を提起しないまま、すでに小さすぎる政府の規模において、現金給付を重視した公共サービスへと転換するため、公共サービスに従事する労働者の雇用と処遇を含めた現物(サービス)給付よりも、「ムダ削減」を優先した政策の具体化が危惧される。

OECD（経済協力開発機構）が公表した加盟国のエコノミック・アウトルック（経済見通し）は、日本のGDPの成長率を2009年が対前年比5.3%減、2010年が1.8%増、2011年も2.0%増と予測した。しかし、消費者物価は2011年までマイナスのデフレ継続を予想するとともに、失業率は同年まで5%半ばで高止まりする懸念を指摘した。

2009年7—9月期の実質GDP（国内総生産）は、前期比1.2%増、年率換算で4.8%増となり、2期連続のプラス成長となった。しかし、物価の動きを反映する名目GDPは、前期比0.1%減、年率換算で0.3%減となり、6期連続のマイナスとなっている。また、政府は11月の月例経済報告において、「緩やかなデフレ状況にある」ことを表明したが、40兆円に近いとされる需要不足に対し、また企業収益の悪化などを通じ経済にさらなる深刻な影響を及ぼしかねない円高の加速を踏まえ、根本的な経済活性化策が求められる。

民間企業における今冬のボーナスは、前年同期比2年連続の減で、13～14%減（厚生労働省、民間シンクタンク等調査）となり、企業のコスト削減に係る賃金への転嫁が継続され、消費の低迷と企業業績の落ち込み、さらに雇用が悪化し賃金水準が低下するという「負の連鎖」が懸念される。

2009年11月の有効求人倍率は0.45倍で、過去最低の2009年8月から0.03ポイント改善した。また、同月の完全失業率は前月を0.1ポイント上回る5.2%となり、4ヵ月ぶりに悪化した。さらに、完全失業者数は前年同月より75万人多い331万人で、過去最多の2003年4月の385万人に近い水準で高止まり、2010年春卒業予定者の就職内定率は、大卒で62.5%（10月1日時点）、高卒で37.6%（9月末時点）となるなど、引き続き雇用情勢は深刻な状況となっている。

### 3. 2010年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

政府は、2009年12月25日、鳩山総理が「命を守る予算」と命名した一般会計総額92.3兆円の2010年度予算案を閣議決定した。予算案の内容は、公共事業関係費を18.3%減とした一方で、社会保障費を9.8%増、文教費を8.2%増、地方交付税など地方への配分額を5.5%増とするなど、「コンクリートから人へ」や「地域主権」をはじめとする政権の方針を具体化するとともに、政権交代を改めて印象付けるものとなった。しかし、マニフェスト関連予算が7.1兆円から3.1兆円に圧縮されるとともに、税収は18.9%減の37.4兆円に対し新規国債の発行額は過去最大の44.3兆円となり、戦後初めて国債発行額を税収が下回ることとなった。これは、長期にわたる自民党を中心とする政権の失政と余りにも大き過ぎる負の遺産のもと、短期間での変化が求められた政権運営の限界を表すものといえる。一方、国家公務員人件費については、1.1万人の定員減、在勤手当等の見直し、2009年人事院勧告の反映等により、1,404億円減の5兆1,792億円（概数）となっている。つまり、政権交代後も政府の規模の縮小が継続されているものであり、改めて公共サービスの再構築に向けて必要な体制整備等に関する

る対応の強化が求められるものである。

地方自治体における普通会計の状況は、依然として財政構造の硬直的な状態が続いている。2008年度の都道府県普通会計の決算概要においては、職員給の7年連続の減少をはじめ10年連続の歳出総額の減少となり、景気の悪化に伴う法人関係税の減少により歳入総額も10年連続の減少となっている。また、市町村については、経済対策の実施や社会保障関係経費の増加などにより歳出、歳入総額ともに2年連続で増加しているものの、人件費は9年連続で減少している。「三位一体改革」における地方交付税の大幅な削減（地方財政計画において、2009年度は対前年度4100億円の増となっているものの、2000年度と2008年度との比較で6兆46億円の減）により生じた自治体間の急激な財政力格差と地域の公共サービス水準の低下という深刻な実態の早期是正を含め、民主党を中心とする政権における抜本的な地方税財政制度の拡充が求められている。

地方分権改革推進委員会は、2009年10月7日に第3次勧告「自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ」、11月9日に第4次勧告「自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ」を行った。一方、政府は11月17日、安倍政権において設置された地方分権改革推進本部を廃止し、新たに「地域主権戦略会議」の設置を閣議決定した。そして、12月14日に開催した第1回地域主権戦略会議において、①2010年夏までに、義務付け・枠付けの見直し及び国と地方の協議の場の設置の法制化等、②2013年夏までに、出先機関の見直しや地方税財源の充実確保及び基礎自治体への権限移譲等に取り組む、とする工程表案が提起された。また、同月15日には、36条項を対象とする義務付け・枠付けの見直しをはじめとする地方分権改革推進計画が閣議決定された。地方分権改革推進委員会が、まず国の出先機関の統廃合ありきの姿勢で一方向的にまとめた行政改革・総人件費削減政策を撤回し、国民生活の安心・安全を支える公共サービスの確保を基本に、国と地方の役割分担の明確化、基礎自治体が担うべき事務や役割範囲の特定等を前提とした対応が求められる。

2009年11月19日に開催された第3回行政刷新会議は、事業仕分けの延長と天下りの受け皿論において「独立行政法人の抜本の見直しについて」及び「見直しに当たっての視点(案)」を提起した。また、同会議は11月30日の第4回会合において「政府関連公益法人の徹底的見直しについて」及び「見直しに当たっての視点(案)」を提起した。そして、12月25日、基本的姿勢において「独立行政法人の抜本的な見直しに当って、独立行政法人の雇用問題に配慮すること」等を補強した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定した。独立行政法人の見直しについては、2001年4月の制度発足と以降の経過を踏まえ、そして政府関連公益法人についても、法人廃止ありきではなく、国民のニーズに基づく十全な事務・事業の検証と見直し、そして政府の責任による雇用問題への対処が不可欠である。

#### 4. 連合「2010春季生活闘争方針」

連合は、「日本経済・社会の枠組みをパラダイム転換するための取組み」という立場から、2010春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、①内外需バランスのとれた経済の実現、②企業部門と家計部門の配分のアンバランスの是正、③雇用の安定・創出と処遇バランスをはかっていくことを不可欠として、職場で働くすべての労働者を対象に処遇の維持・改善に取り組むとしている。また、賃金水準を維持するとともに、必要な場合は格差是正に取り組む、さらに均等・均衡に向けた処遇改善と、最低賃金等の引き上げによって底上げをはかり、こうした結果を社会全体に波及させるため、共闘連絡会議の機能強化をはかることとしている。そして、景気回復、雇用の安定・創出、生活防衛をはかるため、車の両輪として政策制度の取組みを位置づけ、総合生活改善のための取組みとしての闘争を強力に推進していくこと等を提起している。

#### 5. 日本経済団体連合会「2010年版 経営労働政策委員会報告」

2010年1月19日、日本経団連は「危機を克服し、新たな成長を切り拓く」と題する2010年版経営労働政策委員会報告を公表した。「報告」は、ミクロの論理に終始し、総額人件費の抑制という従来の発想からまったく抜け出ていない。具体的には、賃金交渉においては「賃金カーブを維持するかどうかについて実態に即した話し合いを行う必要がある」という考え方を主張している。これは、労働条件の不安定化をもたらし、労使の信頼関係をも揺るがすものであり、社会の信任を到底受けることはできない。また、定期昇給制度は「高成長が続くことを前提とした賃金」制度であり、「所定内給与が前年より上がるような制度・運用であれば、総額人件費管理は不徹底となる」としている。定期昇給は、人事処遇制度の根幹をなすものだけに、それをコスト削減を目的に見直しを主張することは、労使関係の信頼を揺るがす重大な問題である。そして、これまでの非正規労働者を過度に増大させてきた経営姿勢について一顧だにせず、「雇用の多様化が・・・労働市場にメリットをもたらした」とするなど、自らの当事者としての責任を顧みない姿勢は極めて問題である。

## II 取組みの基本的考え方

民主党を中心とする政権に交代したもと、春季生活闘争の最初の機会となる2010年の取組みは、今がより良い未来に向けた歴史の転換期という認識を前提に、公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を創造する活動として、第一にすべての公共サービス労働者の生活の維持・確保と格差の是正をはかること、第二に良

質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

### Ⅲ 重点課題

#### 1. 賃金水準の維持、格差是正、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働時間短縮、雇用の安定・創出の取組み

連合は、「具体的な労働条件の要求と取組み」について、①賃金水準の維持、底上げ、歪の是正のための取組み、②非正規労働者の処遇改善をはじめとする様々な課題への取組み、③中小・地場の取組み、④パート労働者の処遇改善、⑤総実労働時間の縮減によるワーク・ライフ・バランス実現と雇用の安定・創出、⑥男女間の賃金格差の是正、⑦ワークルールの取組みなどを提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを推進する。とくに各構成組織は、格差是正の取組みについて、臨時・非常勤職員の処遇及び雇用の改善に係る要求提出を必ず行うこととする。また、公共サービス基本法第11条が、公務員か民間労働者かを問わず、あるいは雇用・任用形態に関わりなく「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対する努力義務を課していることを踏まえ、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善をはかるため、2010春季生活闘争における労使交渉課題としての取組みを展開する。

#### 2. 2010年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加そして2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対して、現物(サービス)給付の重視を前提とした、国民の安心と安全を確保するための公共サービスの再構築をめざし、以下により、公共サービスキャンペーン活動の具体化をはかる。

##### (1) 公共サービス基本法をさらに進化させる立法措置等

公共サービス基本法をさらに進化させるための立法措置を講じるよう対政府(総務大臣)要請を実施する。

##### (2) 法律の執行責任を負う政府等の対応

公共サービス基本法が規定している国が講ずべき措置等について、その具体化を求め、対政府(総務大臣)要請を実施する。

### (3) 地方自治体における対応

- ① 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、公共サービス基本法が規定している自治体が講ずべき措置等について、その具体化を求め、対自治体要請を実施する。なお、公務労協は、総務省に対し、自治体が講ずべき措置等を促すための対応をはかることを要請する。
- ② 地方自治の本旨に基づくとともに、多くの公共サービスが地方自治体の事務・事業であることから、すべての地方自治体において「公共サービス基本条例」を制定することを求める。各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、春季生活闘争期を条例化に向けた対応の準備取組み期間として、6・7月議会において、自治体首長提案または地方連合会組織内議員等による議員立法をはかることとする。

具体的な取組みについては、①2010年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン開始中央集会を開催する、②各都道府県において、地方連合会との連携により、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公共サービス基本条例の制定を求める都道府県集会」を開催する、③公務労協の取組みとして、対自治体首長宛「公共サービス基本条例の制定」要請署名、地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する、④宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、別記によることとする。

### 3. 政策制度要求の実現に向けた取組み

①景気・消費回復に資する総合経済対策(「連合の180万人雇用創出プラン」および政府の緊急雇用対策の着実な実行に向けた予算措置の実現、中小企業・地場産業の育成・支援と地域経済活性化の実現)、②雇用の安定・確保と雇用創出(政府の緊急雇用対策(緊急支援措置)の着実な実行、雇用調整助成金の要件緩和などの対策に必要な追加的予算措置の実現)、③雇用保険法・労働者派遣法の改正(労働者保護の視点にたった労働者派遣法改正、雇用保険制度の拡充と緊急人材育成・就職支援基金の恒久化)、④最低賃金の引上げ(生活できる最低賃金への水準引上げと法令の周知、監督行政の強化)、⑤医療・介護労働者の処遇改善と持続可能な医療・介護提供体制の確立(国民の視点にたった診療報酬改定と地域の医療提供体制の確保・充実に向けた財源確保、持続可能な介護保険制度確立のための介護労働者の処遇改善)、⑥公契約基本法と公契約条例の制定、⑦公務労使関係の抜本改革による労働基本権の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

### 4. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

労働基本権については、1947年に国家公務員法が制定され、1948年に政令201号により争議権が全面禁止、同年の国公法改正により国家公務員について労働三法の適用

を除外、これ以降、交渉権における現業と非現業の適用関係の相違はあるものの、1950年に制定された地方公務員法を含め、制約状況が60年余にわたり継続されている。これまで、55年体制以降ほぼ一貫して、公務員の労働基本権付与に否定的立場の自民党が政権与党として政府を構成してきたことが政治的に制約状況が継続されてきた最大の要因である。そして、第45回総選挙において労働基本権の回復を政権政策に掲げた民主党を中心とする政権が発足したことにより、団結権及び争議権を含む労働基本権の回復に係る千載一遇の政治的環境が整ったといえる。

民主党を中心とする政権発足以降、第173臨時国会期における対応と経過を踏まえ、2010年通常国会から臨時国会を焦点に、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革に係る法制度措置の実現をはかることとする。具体的な対応については、引き続き連合との連携のもと、別途、公務労協・公務員制度改革対策本部に提起する。

## **5. 地方分権改革・国の出先機関の見直し、独立行政法人及び政府関連公益法人等の見直しへの対応**

地域主権戦略会議において提起された改革工程表案等について、①見直しについては、国と地方の役割分担を明確化し、それぞれの事務事業の精査を前提とすること、②政府の責任において雇用と労働条件を確保すること、③関係労働組合を含め十分な交渉・協議、合意を前提とすること、などを基本とした対策をはかるとともに、分権改革対策委員会における対応等を充実し、取組みの強化・全体化を行う。

独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、公共サービスの質と雇用の確保を最低限として、行政刷新会議対策委員会を中心に、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを強化する。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

2010年度を最終年度とする配置転換については、配転後のフォローアップを含め、政府の責任として雇用と処遇を確保させることを基本に、節々における交渉・協議等、当該構成組織と連携した取組みを引き続き強化していくこととする。

# **IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準**

## **1. 賃金等の取組み**

(1) 総人件費削減に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力を

公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させる。政府の地域別官民給与の実態公表とそれに基づく俸給表水準見直しの再要請を行わないよう総務省交渉を進めるとともに、人事院に対しては俸給構造見直し後の給与制度のあり方については、十分な検証と慎重な検討を行うよう求める。また、当面、現行の比較企業規模等の堅持を求めるとともに、社会的に公正な官民比較方法の確立に向けて取組みを進める。

## (2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善を

2010年の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善、すなわち生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、政府(当局)・人事院にその実現を求める。

## 2. 非常勤職員の雇用確保と処遇改善の取組み

- (1) 各構成組織は、必ず関係当局に対して非常勤職員に関わる要求((ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)時間給30円の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正、底上げ、公契約条例などの取組みを全力で進める。
- (2) 公務労協は、政府、人事院に対して、実際に雇用の安定につながるような非常勤職員の任用制度の2009年度内見直しの実現を求めて交渉・協議を強める。具体的には、日々雇用制度を廃止し、1年以内の任期を定めた非常勤任用制度(本人の希望に基づく再任用あり)を設けるよう取り組む。

## 3. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、在庁時間削減の取組み状況を踏まえつつ、人事院や政府に対して超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。
- (3) 民間における1か月当たり45時間から60時間の割増率や代替休暇の取扱い状況を調査・把握し、それを踏まえた割増率の改定や超勤代休時間の見直しを行うよう求める。引き続き、超過勤務手当の全額支給を求める。
- (4) 改正育児休業法の早期施行と両立支援策(超過勤務の免除、子の看護休暇の拡充、介護のための短期の休暇の新設)の早期実施を求める。また、任期を定めた非常勤



制度の整備と併せ、非常勤職員への育児休業法の適用を求める。

#### 4. 人事評価を巡る取組み

政府、人事院に対して、中立・公正な観点で新たな人事評価制度が実施され、活用されているかどうかについての点検と検証を行い、われわれと協議しながら必要に応じて指導、改善措置を講ずることを求める。

#### 5. 65歳までの段階的定年延長を中心とした新たな高齢雇用施策確立に向けた取組み

- (1) 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立を2010年度  
の取組みの重要課題として位置づけ、春季生活闘争でその道筋を付けるための取組  
みを全力で進める。
- (2) 65歳までの段階的な定年延長実現に向けた人事院の「意見の申出」を2010年中ので  
きるだけ早い段階に行うよう要求し、交渉・協議を強める。そのため、「新たな高  
齢雇用施策検討委員会」において、交渉・協議の進捗状況に応じて、定年延長に伴  
う給与体系・水準のあり方をはじめとした制度上の個別課題についての具体的な考  
え方をとりまとめる。
- (3) 政府に対しても、公務員制度改革の重要課題として新たな高齢雇用施策を位置づ  
け、65歳までの段階的定年延長の実現に向けた検討を急ぐよう求める。また、それ  
が重要な勤務条件であることを明確にし、われわれと十分交渉・協議、合意するこ  
とを求める。

#### 6. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度  
の実効性確保に向けた取組みを進める。
- (2) 育児休業及び育児のための短時間勤務の数値目標を設定した男性取得の促進策等  
の具体化を求める。

#### 7. 統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての統一要求基準  
(案)を以下の通りとする。

##### <2010年賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

公共サービス基本法において、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実  
施されるようにするため、公共サービス従事者の労働条件と労働環境の整備を求め  
ていることを踏まえ、2010年度の公務・公共サービス労働者の賃金・労働条件を次  
の通り改善すること。

#### (1) 賃金水準の維持、改善等について

- ① 2010年度の公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること。
- ② 地域別官民較差の公表や俸給表水準の見直し要請などの人事院勧告制度に対する介入を直ちにやめ、公務員給与の社会的合意を得るよう使用者としての責任を果たすこと。

#### (2) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消し、本人の希望に沿った継続的・安定的な雇用を確保すること。そのため、当面、日々雇用制度を廃止し、1年以内の任期を定めた非常勤職員制度(本人の希望に基づく再任用あり)を2010年度からスタートさせること。
- ② 「均等待遇」の原則に基づき非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2010年度については、時間給を30円以上引上げること。

#### (3) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを回復し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。また、民間における1か月当たり45時間から60時間の割増率や代替休暇の取扱い状況を調査・把握し、それを踏まえて割増率の改定や超勤代休時間の見直しを行うこと。
- ③ 改正育児休業法を早期に施行するとともに、2009人事院報告に基づく両立支援策を早期に実現すること。また、任期を定めた非常勤職員制度が整備され次第、非常勤職員に育児休業法を適用すること。

#### (4) 新たな高齢者雇用施策について

- ① 新たな高齢雇用施策については、雇用と年金を接続させる政策の基本を65歳までの段階的定年延長とし、早期に実施すること。また、雇用の確保は最も重要な勤務条件であることから、公務労協と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。
- ② 65歳までの段階的な定年延長に関わる人事院の「意見の申出」が行われた場合には、それを尊重し、直ちに実現を図ること。
- ③ 国家公務員制度改革推進本部において、高齢雇用施策を検討する場合には、これらが重要な勤務条件であることを踏まえ、十分に交渉・協議、合意すること。

#### (5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業・育児のための短時間勤務の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施するよう指導すること。

## V 2010春季生活闘争の具体的進め方

### 1. 要求提出

- (1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月18日
- (2) 国営関係部会 3月上旬までに提出
- (3) 民主党を中心とする政権のもとで、公務員の使用者としての政府と公務労協との関係を確立するとともに、公共サービス労働者の生活改善をはかる取組みを推進するため政府・官邸との交渉・協議を実施する。

### 2. 具体的な取組と行動日程

- (1) 1月27日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (3) 2010年の良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、2月22日に「2010年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。また、開始中央集会に連動し、対政府(総務大臣)要請を行う。  
各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携により、3月～6月の間で、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公共サービス基本条例の制定を求める都道府県集会」を開催する。また、集会に連動して地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。  
宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、〈別記〉によることとする。
- (4) 日本郵政グループ労働組合(JP労組)の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

## VI 2010春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を8,500,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。

## <別記>

### 2010春季生活闘争期における公共サービスキャンペーンについて

#### 1. 活動期間

2010年2月～7月とする。

#### 2. 具体的な取組み

##### (1) 各都道府県における対応

① 行動期間 2010年3月～7月

② 行動内容

ア、「公共サービス基本条例の制定を求める都道府県集会」の開催

イ、街頭宣伝行動

ウ、各自自治体における対自治体首長宛「公共サービス基本条例の制定」要請署名活動とそれを踏まえた、地方議会議員への要請行動(学習会なども含む)

エ、その他、創意工夫した取組み

③ 地方行動に対する中央の支援

ア、2月下旬までに宣伝行動用のポスター、リーフレット、チラシを全都道府県に送付する。

イ、行動支援金20万円を支給する。

ウ、地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会事務局は、2月末までに地方における行動計画を公務労協事務局へ送付する。また、公務労協ホームページにおいて地方集会等の行動を紹介するため、実施内容について写真、記事(500字程度)を公務労協事務局へ送付する。

エ、春季生活闘争期における条例化に向けた対応の準備取組み状況を集約し、公共サービス基本条例のモデル等の内容について説明するための機会として、4月に地方代表者会議を開催する。

##### (2) 中央における対応

2009年5月に成立した公共サービス基本法が、これまでの公務労協そして連合の取組みの到達点として大きな意義を有するものであるとともに、具体的な事務・事業について公共サービスを再構築するための基盤となるものであるという立場から、2010年の良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして中央集会を開催する。

#### 3. 広報宣伝活動

##### (1) キャンペーン用広報物について

市民にもわかりやすく、情報量が豊富なキャンペーン用の広報物を配布する。

##### (2) マスコミ関係者への情報発信について

公共サービス基本法、公共サービスキャンペーンについての情報発信を積極的に行う。

4. キャンペーン活動の日程等（2010年1月～7月）

月	公務労協会議等	キャンペーン準備等
1月	<p>第3週 政策制度専門委員会 ※条例要綱(案)検討</p> <p>21日 第4回拡大運営委員会 ※条例要綱(案)及びキャンペーン内 容等確認</p> <p>26日 公務労協第11回代表者会議</p> <p>27日 地方代表者会議 ※方針等説明</p>	<p>第2週 組織・教宣行動者会議 ※公共サービスキャンペーン行動の具体的取組みの協議、広報 物の作業(ポスター・チラシなどコンペ)</p>
2月	<p>22日 キャンペーン開始中央集会</p>	<p>2月初旬 組織・教宣担当者会議 ※広報物の作業、キャンペーン開始中央集会の役割分担等</p> <p>2月末 広報物地方発送</p>
3月 ～ 7月	<p>○<u>地方集会</u></p> <p>○<u>条例制定要請署名活動</u></p> <p>○<u>地方議員要請行動(学習会を含む)</u></p> <p>4月 地方代表者会議</p>	<p>3月初旬 組織担当者会議 ※取組み状況の集約等</p>

\_\_\_\_は、地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会関係の会議、行動等。